

令和 5 年 6 月 3 日現在

機関番号：32660
研究種目：研究活動スタート支援
研究期間：2021～2022
課題番号：21K20082
研究課題名（和文）インターネット空間における表現の自由

研究課題名（英文）Freedom of Expression on the Internet

研究代表者

田中 美里（TANAKA, Misato）

東京理科大学・教養教育研究院野田キャンパス教養部・講師

研究者番号：30906897

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究を通して、従来、「表現活動」と言われていたものの中にも、諸個人が自らの思想・良心や意見を述べているという意味での純粋な表現活動と、そうではなく、たとえば、それを言うことで金銭を得られるなどの理由から、経済活動としてなされる表現活動とが存在すること、そして、後者の場合には、そのような表現活動を規制することの正当化が可能なのではないかということ論じた。その一例として、フランスにおけるフェイクニュース規制の法制度を検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、上述の通り、従来「表現の自由」という一つの括りに含まれていた表現活動も、その内容や性質、動機をつぶさに検討することで、複数の性質に分けて考えることができるものが混在していたのではないかとこの視点から検討を進め、この点は、「表現の自由」の理論に対して寄与するものであるといえる。

これは、表現の自由に対する規制を正当化するものというよりも、表現の自由の規制の限界を見るために重要な視点である。というのも、フェイクニュースなどは、それが結果として真実に反する内容であったからという理由で規制されるのではない可能性を見出すことができるからである。

研究成果の概要（英文）： Through this study, we have argued that there are two types of expression : a) purely expressive activities in the sense that individuals express their own thoughts, conscience, and opinions, and b) expressive activities actually conducted as economic activities, for example, for the purpose of earning money by saying something. In the latter case, it may be possible to justify the regulation of such activities. As an example, we examined the legal system for regulating fake news in France.

研究分野：憲法学

キーワード：表現の自由 フェイクニュース インターネット SNS

1. 研究開始当初の背景

インターネットの普及・一般利用は、私たち市民の表現活動に大きな恩恵を与えた。インターネットが一般的に利用されるようになる以前の世界では、自らの思想や意見を広く一般に向けて発信することができるのは、テレビでの発言や論文や記事の公開などの手段を持っている、著名人や研究者、新聞記者などに限定されていた。いまや、インターネットを用いて、私たちは、自分の職業や身分に関係なく、広く自分の考え方を発信することができる。これは、表現の自由をめぐる世界が、以前は、実際のところは一方向型のものが多かったというところ、現在では、双方向型のコミュニケーションの機会が増えていることを意味し、これ自体は、非常に大きな恩恵である。

他方、このような双方向型のコミュニケーションには、特有の問題も生じる。以前は、著名人でのテレビの発言は、世間一般の批判に広くさらされていたこと、研究者の論文は、ピアレビューの制度によって審査の対象とされてきたこと、新聞記者の記事は、新聞社の名前を背負って執筆されるものであり、それゆえに、新聞社内での「編集」の制度の下で執筆されてきた。一方、今日SNS上でなされる表現活動の多くは、上記のような表現活動とは異なり、純粋に、諸個人が自らの思想や意見に従って、自由な表現活動をしているという性質が強いもので、それゆえに、フェイクニュースやヘイトスピーチなどの問題も大きな問題となってきている。

もともと、表現の自由については、その「弱さ」が強調されてきた。表現行為は、多少攻撃的な内容を含んでいたとしても、ナイフで人を刺したり、人の財産を窃盗したりするのは異なり、表現活動によって、誰かの身体や生命、財産が直接に侵害されることはないのではないか、ということである。基本的には、いわゆる「思想の自由市場」の考え方の背景にも、このような考え方があると思われる。

しかし、近年、こうした考え方の限界も見えてきている。たとえば、2021年1月に、ワシントンでの大規模な暴動を扇動した可能性があるということで、Twitter社(現在はX社と合併)、Facebook社(現Meta社)が、トランプ前大統領のアカウントを永久停止したことが記憶に新しい。また、大統領などではない、一般市民についても、キャス・サンスティンなどは、人間は、自分と近い考え方を好んで摂取し、それによってどんどんと極化していく傾向を強く持っていることを主張している。

このように、インターネット上の表現活動のある程度規制の対象とする理由がありそうだということをも認めたとして、次に問題になるのは、「誰が」規制の主体となるべきかという問題である。現状では、インターネット空間での差別的発言や暴力賛美の発言に対して、直接的に規制する法律を持っている国は多くはなく、多くの国では、SNSを運営している私企業が、アカウント停止や投稿の削除などの方法を用いて、表現規制をしている。しかしながら、たとえば、ローレンス・レッシングが指摘するように、国家以外の私的主体による自主的な規制は、民主的な統制が及んでいない、あるいは、民主的統制の基礎となる透明性の確保が十分とはいえず、場合によっては、国家による規制よりも強く警戒すべきものであるかもしれない。

このような背景から、本研究では、インターネット上の表現の自由の適切な保護のために、どのような方法がとられるべきかを検討する。

2. 研究の目的

本研究の目的は、インターネット空間における表現の自由の適切な保障のために、国家が果たすべき役割を明らかにすることである。具体的には、インターネット上のフェイクニュースやヘイトスピーチなどの問題への対応を、私企業の自主的な規制ばかりに委ねるのではなく、国家が何らかの役割を果たすべきではないか、そうであるとすれば、それは、どのようなものになるかを検討することである。

3. 研究の方法

(1) フランスを対象とする研究

フランスでは、2018年にインターネット上のフェイクニュースに対応するための法律が成立し、さらに、2020年には、人種や同性愛者であることを理由とする憎悪表現などについて、オンライン事業者の削除義務などを定める法律が成立しているため、フランスの動向を検討対象とした。

(2) 「私人間効力論」の見直し

日本憲法学においては、私企業などの「私人」の活動には、憲法は直接適用されないとする「間接適用」の考え方が強く主張されてきた。しかし、この「間接適用」の考え方からは、インターネット上の自由な表現空間の維持のための有効な策を提示することは難しい。というのも、Twitter社などの私企業によって、個人の表現を制限する措置がとられたとしても、表現の自由との関係では直接的な問題は生じないことになってしまうからである。本研究では、私企業によ

る諸個人の自由の規制も、十分に問題となりうることを明らかにし、「私人間効力論」の見直しを図るという独自の観点から、上記のような日本憲法学における困難を打破することを目指す。

4．研究成果

(1) フランスを対象とする研究について

2021年度に、フランスにおけるフェイクニュース対策についての調査・検討を行い、学会にて報告、その後その内容を基礎として、2022年には論文にまとめて発表することができた(田中美里「偽りの情報の流布と表現の自由」『憲法理論叢書30 次世代の課題と憲法学』(2022))。

ここでは、フランスにおけるフェイクニュース規制が、「故意に、人為的にまたは自動化された方法で、大規模に」拡散されたものに限定されるという点で、射程が非常に限定されたものであること、かつ、このような表現規制がなされた背景には、インターネット上で流布されているフェイクニュース等が、金銭によって買収された表現行為であり、それゆえに純粋な表現活動とは見做しがたいとの認識があることを論じた。

(2) 「私人間効力論」の見直しについて

2022年度は、主に、SNS事業者などの私企業の営業の自由に対して、いかなる理由で政府が介入できるのかについて、哲学的な基礎づけを与える試みも行った。これについては、すでに論考の形でオンライン記事にまとめている(田中美里「企業の自主規制と民主的正統性」法学館憲法研究所 憲法関連トピックス web サイト掲載)。また、同論考は、さらに検討を深め、加筆修正した上で、2024年度内に公開される書籍に論文として所収される予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 田中美里	4. 巻 30
2. 論文標題 偽りの情報の流布と表現の自由	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 憲法理論叢書30 次世代の課題と憲法学	6. 最初と最後の頁 149,160
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中美里	4. 巻 -
2. 論文標題 企業の自主規制と民主的正統性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学館憲法研究所 憲法関連トピックス webサイト	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 3件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 田中美里
2. 発表標題 偽りの情報の流布と表現の自由
3. 学会等名 憲法理論研究会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 田中美里
2. 発表標題 フランス公法における「公序」と諸個人の自由
3. 学会等名 若手研究者セミナー（日仏文化講演シリーズ360回）（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 田中美里
2. 発表標題 SNSと憲法学：なぜSNSは困難な問題なのか
3. 学会等名 東京理科大学新任教員ウェルカムセミナー2022（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関